

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号
株式会社地域新聞社
代表取締役 細谷 佳津年

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承願います。

記

(1) 当社株式の取得経緯

- ・当社株式の取得経緯、取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得及び処分（貸株、借株及び空売りを含みます。）の状況並びにその経緯。なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を実質的・究極的に支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。
- ・当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含む）。

(2) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・第三者との間で、株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・特に、貴殿と共にソラ合同会社の業務執行社員を務める①**三角朋広氏**、並びに、貴殿はソラ合同会社と本店所在地が同一のソラ株式会社（以下、「ソラ株式会社」という。）の代表取締役を務めているところ、ピクセルカンパニーズ株式会社（以下、「ピクセルカンパニーズ」という。）の2023年3月6日付け「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」によれば、ソラ株式会社は水たまり投資事業組合の業務執行組合員であり、ピクセルカンパニーズの2025年3月31日付け第39期有価証券報告書によれば、同組合はピクセルカンパニーズ株式を2,203,200株（2.38%）保有していますが、ピクセルカンパニーズとの間で資本関係、人的関係及び取引関係が認められる（注1）GFA株式会社（現 abc 株式会社。商号変更の前後を問わず、以下、「GFA」という。）に関する取引に関与していること等から一定の関係が存在することが合理的に疑われる、②**合同会社 YN 企画**（以下、「YN 企画」という。）、③**株式会社情報システム総合研究所**（以下、「情報システム総合研究所」という。）（注2）、④**合同会社 Happy horse**（以下、「Happy horse」という。）及び⑤**KING 有限責任事業組合**に関しては、これら①から⑤までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員、組合員その他構成員が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

（ア）株式会社イメージワン（以下、「イメージワン」という。）（注3）の2025年7月17日付け有価証券届出書によれば、バイオセラミックの**櫻井重彰氏**（同氏は YN 企画及び情報システム総合研究所の代表者も務めている）は、イメージワンによる Seacastle Singapore Pte. Ltd 及び GFA に対する2025年8月4日を割当日とする株式及び新株予約権による第三者割当増資に関して、GFA の専務取締役である片田朋希氏から第三者割当増資の引受けについて相談を受けて、バイオセラミックから GFA に対する貸付

けを行っていること

(イ) GFA の 2023 年 8 月 14 日付け「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」によれば、Happy horse の代表社員であった東博文氏が当時 GFA の代表取締役であった片田朋希氏から打診を受けて、**Happy horse** は、GFA による 2023 年 8 月 31 日を払込期日とする第三者割当による新株発行を引き受けていること

(ウ) KING 有限責任事業組合の組合員である**相良健志氏**は、Happy horse の事務上の連絡先及び担当者であり、同氏の住所が Happy horse の本店所在地になっていること (Happy horse の共同保有者である山上豊氏が 2024 年 10 月 18 日に提出した株式会社オーネックス株式に係る変更報告書 No. 13 参照)

(エ) KING 有限責任事業組合の組合員である**相良健志氏**と情報システム総合研究所の取締役である**菊本博之氏** (注 4) が組合員であった**サステナブル有限責任事業組合** (注 5) は、①GFA に対して 2022 年 4 月 28 日に 1 億円の貸付けを行っており (GFA の 2022 年 4 月 28 日付け「資金の借入に関するお知らせ」参照)、同年 3 月 31 日現在で GFA の第 2 位株主 (持株割合 4.29%) であったこと (GFA の 2022 年 6 月 29 日付け有価証券報告書参照)、②GFA の現・代表取締役社長である松田元氏がかつて代表取締役社長を務め (2018 年 7 月～2020 年 4 月)、現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 8 月から現在まで代表取締役社長を務めている他、2025 年 9 月から GFA の現・専務取締役である片田朋希氏が社外取締役を務める株式会社**オーケーウェイブ** (旧社名・オウケイウェイブ：以下、「オウケイウェイブ」という。同社の 2025 年 6 月末現在の第 2 位株主は GFA (持株割合 5.31%)、第 9 位株主は杉浦元氏 (同 1.65%)) (注 6) につき、2022 年 6 月末現在 (第 1 位株主、持株割合 3.86%) から大株主であり、その後も確認できる限り 2023 年 12 月 31 日現在まで一貫して大株主 (第 3 位株主、持株割合 2.24%) であったこと (オーケーウェイブの 2022 年 9 月 30 日付け有価証券報告書から 2024 年 2 月 13 日付け第 2 四半期報告書までの各報告書等参照)、③現在 GFA の取締役を務める杉浦元氏が 2022 年 3 月から 2023 年 5 月まで社外取締役を務めていた株式会社**エスポア** (以下、「エスポア」という。) につき、2022 年 2 月末現在 (第 4 位株主、持株割合 5.98%) から大株主であり、その後も確認できる限り 2024 年 2 月末現在まで一貫して大株主 (第 5 位株主、持株割合 5.34%) であったこと (エスポアの 2022 年 5 月 30 日付け有価証券報告書から 2024 年 5 月 29 日付け有価証券報告書までの各報告書等参照)

(3) 当社経営への関与方針

- ・当社に対する提案行為又は経営関与 (取締役選任、資本提携、事業提携等) の意図の有無。
- ・今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。

(4) アクセスジャーナル記事に関するご認識の確認

- ・当社に対する「ウルフバック戦術」による「経営権奪取」に関して、2025 年 11 月 23 日付けで『地域新聞社』プロキシ・ファイトで浮上した、あの犬塚弁護士の利益相反疑惑! ?」

と題するアクセスジャーナル記事（以下「本記事」といいます。）が掲載されていることが確認されております。本記事によれば、当社は「ウルフパック戦術で経営権奪取をされそうになっている」ところ、「X氏」を含む「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」からアクセスジャーナルに告発があったとのことですが、貴殿によるかかる「ウルフパック戦術」及び「経営権奪取」への関与の有無及びその詳細をご回答ください。

- ・また、アクセスジャーナルに告発を行った「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」ないし「X氏」について心当たりがあれば、①当該人物の氏名、②当該人物が法人その他他人名義で当社株式を保有している場合にはその名義、③当該人物と貴殿との間の関係についてご回答ください。
- ・本記事によれば、当社に対するウルフパック戦術による経営権奪取に関する「本尊」（なお、本記事によれば当該人物はアクセスジャーナルの記事に何度も取り上げられているとのことですが。）が存在するとのことですが、かかる「本尊」について心当たりがあれば、その氏名及び貴殿との関係についてご回答ください。

以 上

注 1) ①GFA の片田朋希・現専務取締役が 2024 年 12 月 31 日現在でピクセルカンパニーズの大株主に登場（第 6 位株主、持株割合 0.971%）していること（ピクセルカンパニーズの 2025 年 3 月 13 日付け「第 39 期定時株主総会招集通知」（<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2025/03/%E7%AC%AC39%E6%9C%9F%E5%AE%9A%E6%99%82%E6%A0%AA%E4%B8%BB%E7%B7%8F%E4%BC%9A%E6%8B%9B%E9%9B%86%E9%80%9A%E7%9F%A5.pdf>）参照）、②GFA の松田元・現代表取締役社長がピクセルカンパニーズの社外取締役であり、GFA の片田朋希・現専務取締役がピクセルカンパニーズの元社外取締役であること（同招集通知参照）、③ピクセルカンパニーズと GFA は 2024 年 12 月 6 日に AI 特化型データセンター事業の構築を目指す基本合意契約を締結していること（両社の同日付け「GFA 株式会社とピクセルカンパニーズ株式会社との基本合意契約締結に関するお知らせ」（https://www.gfa.co.jp/gfa_wp/wp-content/uploads/2024/12/GFA%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%A8%E3%83%94%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%83%AB%E3%82%AB%E3%83%B3%E3%83%91%E3%83%8B%E3%83%BC%E3%82%BA%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%A8%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E5%90%88%E6%84%8F%E5%A5%91%E7%B4%84%E7%B7%A0%E7%B5%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf）参照）、④GFA は、2024 年 12 月 24 日付けで、株式会社 Your Turn から、ピクセルカンパニーズの新株予約権 37,000 個を 1,709 万 4,000 円で譲り受けていること（ピクセルカンパニーズの 2024 年 12 月 24 日付け「第 15 回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」（<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2024/12/%E7%AC%AC15%E5%9B%9E%E6%96%B0%E6%A0%AA%E4%BA%88%E7%B4%84%E6%A8%A9%E8%AD%B2%E6%B8%A1%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5>

[5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf](#)) 参照) 等から、GFA とピクセルカンパニーズとの間には資本関係、人的関係及び取引関係が認められます。なお、ピクセルカンパニーズは、2025 年 4 月 25 日に同社の連結子会社が同社の元代表取締役の吉田弘明氏 (以下、「吉田氏」という。) に対して実質的に貸し付けていたことや吉田氏の借入金をピクセルカンパニーズが連帯保証していたことを有価証券報告書に記載しなかったこと等を理由に金融庁から課徴金納付命令を受けています (2025 年 4 月 25 日付け「ピクセルカンパニーズ (株) における有価証券報告書等の虚偽記載等に対する課徴金納付命令の決定について」 (<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250425-2.html>) 及びピクセルカンパニーズの 2024 年 11 月 13 日付け「(開示事項の経過) 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」 (<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2024/11/%E9%96%8B%E7%A4%BA%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%81%AE%E7%B5%8C%E9%81%8F%E7%89%B9%E5%88%A5%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%8F%97%E9%A0%98%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>) 参照)。

注 2) なお、YN 企画の元業務執行社員であり、情報システム総合研究所の取締役である湯川洋児氏は、株式会社ナレッジキャピタル (以下、「ナレッジキャピタル」といいます。) の代表取締役であるところ、証券取引等監視委員会は、ナレッジキャピタルを検査した結果、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行い、金融商品取引法 63 条 4 項に基づき同社を金融商品取引業者とみなして適用する同法 38 条 1 号に該当すると同法の法令違反の事実が認められたため、検査結果をナレッジキャピタルに通知するとともに、金融庁長官に対して、適切な措置を講じるための情報提供を行っています (2012 年 10 月 16 日付け「株式会社ナレッジキャピタルに対する検査結果について」 (https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20121016-1.html) 参照)。

注 3) イメージワンは、2025 年 5 月 30 日付けで、GFA との間で業務提携契約に関する基本合意書を締結したことを公表しています (イメージワンの 2025 年 5 月 30 日付け「GFA 株式会社との業務提携契約に関する基本合意書締結のお知らせ」 (<https://ssl4.eir-parts.net/doc/2667/tdnet/2629657/00.pdf>) 参照)。

注 4) なお、菊本博之氏は、ファーストメイク・リミテッド株式会社 (以下、「ファーストメイク・リミテッド」という。) 監査役 (代表取締役は前一明氏) であるところ (ファーストメイク・リミテッドの法人登記情報参照)、ファーストメイク・リミテッドは、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務 (アドバイザー業務) で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金融商品取引法 (以下、「金商法」という。) 66 条の 14 第 1 号ニ、金商法 40 条 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令 123 条 1 項 5 号、金商法 66 条の 15 が準用する同法 40 条 2 号に基づく同府令 281 条 3 号にそれぞれ該当したとして、②また、

その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロムによる有価証券届出書の虚偽記載への加担（増資引受先紹介者としての名義貸し＝真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾）につき、金商法 51 条に該当したとして、2016 年 3 月 28 日、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、関東財務局より 3 か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところです（2016 年 3 月 25 日「ファーストメイク・リミテッド株式会社に対する行政処分について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160325-5.html>) 及び「証券取引等監視委員会の活動状況（平成 28 年 6 月）」219～220 頁参照）。

また、菊本博之氏は、北日本紡績株式会社（以下、「北日本紡績」という。）による 2021 年 7 月 21 日付け「第三者割当による新株式発行並びに新株予約権発行に関するお知らせ」
(<http://ke.kabupro.jp/tsp/20210721/140120210721470080.pdf>) において、令和キャピタル有限責任事業組合（以下、「令和キャピタル」という。）の出資者として記載されているところ、令和キャピタルは、GFA の 2021 年 5 月 21 日付け有価証券届出書
(<https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100LDPI.pdf>) において、新株及び新株予約権の払込みに要する財産について、株式会社和円商事（以下、「和円商事」という。）からの借入金を原資としている旨が記載されています。

そして、GFA の現・専務取締役である片田朋希氏が株式会社 M&J を通じてフィナンシャル・アドバイザーを務めたミナトホールディングス株式会社（以下、「ミナトホールディングス」という。）が 2016 年 2 月 4 日に行った大規模第三者割当増資の引受人は、合同会社 PTB、和円商事、Brillance Multi Strategy Fund、Brillance Hedge Fund、有限会社 Cyberize（取締役：戸部日登志氏）及び株式会社 Financial Bridge（代表取締役：中野智之氏）であり、この件では、ファーストメイク・リミテッドが和円商事及び有限会社 Cyberize をミナトホールディングスに紹介したとされています（ミナト HD の 2016 年 1 月 19 日付け「第三者割当による新株式及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ」
(<https://www.minato.co.jp/cms/wp-content/uploads/2018/09/160119.pdf>) 参照）。

この点、和円商事は、2020 年 10 月 30 日付け『北日本紡績』に続き『プラコー』乗っ取りを画策する仕手連合(2)」と題するアクセスジャーナルの記事において、北日本紡績の経営権を奪った後、篠原猛氏

と共に有限会社フクジュコーポレーションの裏で指示を出して、プラコーの経営支配権取得を図ったと報じられています。また、和円商事は、個人 A とみなし共同保有者の関係にあったところ、個人 A 及び和円商事は、株式会社三ツ星の株式に係る大量保有報告書及び変更報告書について法定の期限までに提出せず、虚偽の記載を行ったとして金融庁から課徴金納付命令の決定を受けております（2024 年 8 月 28 日付け「(株) 三ツ星株

式に係る変更報告書の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-4.html>) 及び同日付け「(株) 三ツ星株式に係る大量保有報告書等の不提出等に対する課徴金納付命令の決定について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20240828-3.html>) 参照)。

- 注 5) なお、サステナブルは、ニューエネルギーマネジメント合同会社（同社の元職務執行者は、KING 有限責任事業組合の組合員である河上昌浩氏であり、また、同社は前述の令和キャピタルの業務執行組合員であった会社でもある。）の職務執行者であった三木佑也氏が元組合員です（サステナブルの閉鎖登記簿、ニューエネルギーマネジメント合同会社の閉鎖登記簿、KING 有限責任事業組合の法人登記情報、令和キャピタルの閉鎖登記簿参照）。
- 注 6) GFA は、2025 年 5 月 7 日付けで、オウケイウェイブとの間で、第三者割当増資による資本業務提携を実施したことを公表しているほか（GFA の同日付け「(開示事項の経過) 株式会社オウケイウェイブとの資本業務提携に関するお知らせ」(<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS96490a/39cf973f/a4b9/42c2/a04b/1d1accla22ea/140120250507532185.pdf>) 参照)、同年 10 月 29 日付けで、同社との間で、包括的開発支援委託契約を締結していることを公表しています（GFA の同日付け「株式会社オーケーウェブとの包括的開発支援契約締結に関するお知らせ」(<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS96490a/b359bb2a/2a6e/4b64/bb1e/e48b19lead44/140120251029581471.pdf>) 参照)。